

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年6月25日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第65号 三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第66号 三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第68号 指定管理者の指定について

4 出席委員 鈴木深由希，小田伸次，保実治，横光春市，掛田勝彦，細美克浩，竹田恵

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】児玉産業振興部長，松本農政課長，原田農林振興係長

【建設部】濱口建設部長，熊谷都市建築課長，梅野都市計画係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは定刻となりましたので，これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので，委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。

審査日程は，既にお示ししています委員会審査次第のとおりであります。

本委員会に付託されました3議案について説明を受けた後，質疑を行い，直ちに議案毎に採決を行います。なお，質疑に関しては，明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは，議案第65号三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。

はい，児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい，委員の皆様，おはようございます。

議案第65号三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は，君田温泉施設に隣接します君田林産物等展示販売施設，こちらの方は，喫茶21番館おはよう市となります。君田地域農産物等活用型交流促進施設，こちらにつきましては，森の食彩館となります指定管理者の指定に当たり，他の指定管理施設と指定管理期間の終期を統一するため，関係条例である三次市生産物等直売所設置及び管理条例と三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容ですが，本条例案の施行日以降，最初に指定する両施設の指定管理期間について，終期を令和12年3月31日に定めようとするものです。各施設の現状につきましては，添付の資料を御確認ください。説明は以上です。御審査の上，御承認頂きますようよろしくお願いします。

○鈴木委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

細美委員。

○細美委員 はい、すいません。ちょっと1点確認なんですけれども、君田温泉が8月上旬にオープンするということで今聞いているんですけれども、ここの指定期間が10月1日になってるんですけれど、この区間の違いってというのはどう捉えればいいですか。教えていただければと思います。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、君田温泉につきましては、営業再開に向けてですね、昨年度公募型のプロポーザルを実施させていただきました。3月の定例会におきまして、無償貸与についての議案を可決頂いたところです。この施設のですね無償貸与の条件といたしまして、このたび議案の施設の指定管理でありますとか、道の駅フォレスト君田の業務委託による施設管理を受託していただくということを条件としてわけです。

今回指定管理につきましては、運営事業者決定後に正式な手続を行うということにしております。このたび、条例の改正と予算の計上とあわせて議案として提出をさせていただいております。君田温泉のほうはですね8月1日営業再開に向けて準備をしていただいておりますけれども、この今回議案の3施設につきましてはそれ10月1日の間までは、業務委託で施設を管理していただくということにしております。同時とはなっておりませんけれども、こちらにつきましては、指定管理をする上での条例の改正でありますとか裏づけとなる予算を計上させていただいた後、御議決頂きましたら、非公募とはなりますけれども7月から募集、それと、審査等の手続等を経まして9月の定例会に指定管理者の指定の議案を提出させていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい、横光委員。

○横光委員 はい、現在貸付けの施設というのは、5月の契約ですよね。8月にオープンに向けて準備をされているということですよ。今回は10月1日から、この二つの施設は指定管理をするということになると、現在の状況は、その地域へ委託されてるのですが、次に、今貸付けをされている業者が、この二つの施設については10月1日までは、立ち入ることはできないということなのか物事することはできないという状況。それでよいのか。8月からオープンになるが、委託されたところと君田温泉を運営されているというのは、それぞれということになりますが、その状況で、経営的にどうなのか。このことはどのようにお考えなのか。

○鈴木委員長 松本農政課長

○松本農政課長 はい、現在5月1日から9月30日までは、有限会社ジャパנקリーンスerviceが両施設とも管理委託を受けていただいております。先ほど部長が申しましたとおり10月1日から指定管理者のジャパנקリーンスerviceが候補予定者ということに、非公募の申請予定者になられておりますので、そこの今の管理委託を受けられていることから、スムーズに10月1日の指定管理へ持っていけるというふうに考えております。

○鈴木委員長 横光委員

○横光委員 当初は地元の方へお願いされてやっていたのを5月1日に変えられたということで理解さ

せていただいてよろしいですね。はい、分かりました。以上です。

○鈴木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 はい、ほかにないようですので、以上で議案第65号に係る質疑を終了いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

(産業振興部退室)

○鈴木委員長 それでは次に、議案第66号三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案と、議案第68号指定管理者の指定については、関連する議案ですので一括して説明をお願いします。建設部の説明を求めます。はい、濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、関連します議案第66号及び議案第68号について一括して御説明申し上げます。まず、議案第68号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理施設、尾関山公園、若宮公園、寺戸親水公園、出会いの広場、天神広場及びいにしへの里の指定管理者である有限会社ジャパנקリーンサービスから、令和6年3月18日付けで、会社法第764条第1項の規定により、分社化して設立した株式会社C-PLANTSに事業継承させたい旨の申出がありました。有限会社ジャパנקリーンサービスと同等の施設管理ができると考えられますので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、株式会社C-PLANTSを指定管理者に指定することについて、市議会の議決を求めようとするものです。

次に、議案第66号三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。本案は、先ほど御説明いたしました議案第68号指定管理者の指定についての関係条例である三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を現条例では6年間と定めておりますが、株式会社C-PLANTSを指定管理者に指定する議案を今定例会に提出することに伴い、指定管理期間を有限会社ジャパנקリーンサービスとの協定期間の残期間、令和9年3月31日までとするため、条例附則を改正しようとするものです。以上で議案第66号及び議案第68号の御説明とさせていただきます。よろしく御審査頂き御可決頂きますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、保実委員。

○保実委員 これは有限会社ジャパנקリーンサービスが、今まで指定管理だったものが、分社化して新しい子会社のほうへ移行するということで、条例の附則を改正するというふうに今説明があったんですが、こういうふうに子会社みたいのに変わるの、2回目ぐらいじゃないかと思うのですが、前回もあったような気がするんですけど、これは何か意味があって、こういうふうに分社化されるのか、その辺のことを有限会社ジャパנקリーンサービスのほうから、何か説明は受けておられるのかお伺いをします。

○鈴木委員長 はい、熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい、前回、平成27年に有限会社ジャパנקリーンサービスから、株式会社

日本斎苑の方へ子会社化されて、指定管理の指定をしたところでございます。

このたび、有限会社ジャパנקリーンサービスから株式会社C-PLANTSへ、子会社、分社化されるものについては、今回の公園整備事業に特化して子会社されます。これはですね、3月18日に子会社、3月18日付で会社法第764条第1項の規定によって分社化されて設立されました株式会社C-PLANTSに事業承継をさせたい旨の申出があり、4月1日に承継承認申請書の提出がありました。この書類の中で確認したところ、現指定管理者の事業内容から新たに株式会社C-PLANTSへの指定管理部門を分割し、同じ内容で引き継がれること、有限会社ジャパנקリーンサービスで都市公園業務に携わった職員もそのまま、株式会社C-PLANTSに移籍することになっているために実績や実質的にして、管理運営体制には変動がない旨の申請がありました。今回、分社化のほう進めていかれました。その目的としましては、承継承認申請書の中に書かれていた目的については有限会社ジャパנקリーンサービスの業務領域であった公共施設の指定管理事業のシナジー効果、相乗効果を高め、組織体制の強化、財務体質の強化を図ることを目的とする旨が申請書に書かれておりました。以上です。

○鈴木委員長 保実委員。

○保実委員ですから何か問題があってこういうふうなことにするんじゃないということですね。

はい、分かりました。

○鈴木委員長 ほかに質疑はありませんか。竹田委員。

○竹田委員 はい、この分社化に当たっての予算的な変更等がないということを確認したいんですけどもお願いいたします。

○鈴木委員長 はい、熊谷都市計画係長。

○熊谷都市建築課長 はい、当初、有限会社ジャパנקリーンサービスと指定管理協定を結んでますが、指定管理料の変更はありません。

○鈴木委員長 失礼しました。ただいま都市建築課長の間違いです。失礼いたしました。

ほかに質疑はありませんか。小田副委員長。

○小田副委員長 そもそも論ですけども、これは公募で確か指定管理でやって、有限会社ジャパנקリーンサービスが落としてという物件が公募せずに子会社化した、そのままスライドっていうのは、これ法的に、この指定管理をしていただく上において何の問題もないのかというのは、例えば、それが今度子会社だとまたもう一度、公募をかけて業者さんの入札を図っていくっていうようなプロポーザルじゃない、こういった公募型の部分っていうのに対しての法的に全く問題はないのかということを質問質問させていただきます。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい、今回、分社設立する際に、会社法第763条の規定によって、新設分割計画にて設立する株式会社が分割する会社から承継する資産、債務、雇用、契約その他の権利義務に関する事項を定めなければならないこととなっております。この分割計画書の記載事項を確認して、事業の同一性が保たれていると判断したため、今回は公募のほうは行っておりません。

○鈴木委員長 小田副委員長

○小田副委員長 だから、要は法的な手続として、何ら問題はないんですか。要はそこで普通なら会社が変わるとなると何がしかの影響があってやるんなら、さっき保実委員も言われたけども、子会社化した何かの要因があってやるのであれば、普通は公募をしてやるっていうのが本来の筋だろうと思うんだけど、今言われた課長が説明したような形のようなもので、事業継承されていくんで、三次市として、今回の指定管理者を別会社といえれば別会社ですよ。それに付けかえるということは法的に問題がないと捉えられてるということと同時に、本当に法的に問題がないというふうに認識されとることでもいいんですよ。

○鈴木委員長 濱口建設部長。

○濱口建設部長 指定管理者の地域継承の承認ということでございますけども、指定管理者が基本公募にはなりますが、今回の事例の場合は、有限会社ジャパנקリーンスービスにいらっしゃる方が植栽管理とか清掃業務とか、そういったことをされてる方が、移籍をされるということです。業務的にも問題ないと。三次市都市公園の当施設の管理に関する基本協定書41条というのがございますけども、その中で、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承認させなければならないとあるんですが、その場合に事前に三次市の承認を受けた場合はこの限りではないというふうに記載されております。この承認については、議会の議決をもって承認ということにさせていただこうと思っておりますので法的には問題ないという解釈をしております。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 だから、説明を受けた今がその場であると、議会に承認を得ようとする場であるということで、法的に何ら問題ないということですね。はい、分かりました。

○鈴木委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ほかにないようですので、以上で議案第66号及び議案第68号に係る質疑を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございました。

（建設部退室）

○鈴木委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は10時25分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時25分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それではこれより議案3件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案を基に討論の後、採決といたします。

それでは、まず、議案第65号三次市生産物等直売所設置及び管理条例及び三次市特産物加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号指定管理者の指定について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 御異議なしと認め本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に議論してまいりたいと考えます。意見のある方挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 本委員会の委員長報告は、先ほどの御意見等を参考にして、正副委員長に御一任頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。これに御異議ありませんか。

（「一任」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 正副委員長での調整の上、タブレットに掲載しますのでよろしくお願いいたします。何か御意見がございましたら、正副委員長または事務局へ早めに御連絡ください。よろしくお願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月25日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希